

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年6月17日 神戸地方法務局豊岡支局 登記官 中村順子

## 別紙

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1409-2025 -0003	兵庫県豊岡市畑上字ムカイジウ 8 7 2 番 1
1409-2025 -0039	兵庫県豊岡市畑上字椎ヶ谷口 1 4 8 7 番